

中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

第97回

中国の倒産法（11）

黒田法律事務所

萱野純子、藤田大樹

中国では、「中華人民共和国企業破産法（試行）」（以下「旧破産法」という）等の従来の倒産関連法規に代わり、2006年8月27日、「中華人民共和国企業破産法」（以下「新破産法」という）が公布され、2007年6月1日から施行されている。本稿では、前稿でも触れた「和議」手続に関して、その終了事由に関する規定について述べるとともに、新破産法により新しく提起された論点である国際倒産の概略についても触れることにする。

1 和議手続の終結並びに和議協議の執行終結・無効

Q 1 X社は破産の危機に瀕し人民法院に和議を申し立てた結果、和議協議が債権者集会で決議採択され、人民法院の認可も受けました。当該和議協議に従い、和議債権者であるA社、B社及びC社（他に和議債権者はいない）に対して、それぞれ債権額の30%、20%及び10%分の弁済が行われましたが、C社が、和議協議の成立過程においてX社に詐欺行為があったとして和議協議の無効を人民法院に申し立て、人民法院も無効の裁定を行いました。A社、B社及びC社は、既に受けた上記の弁済を返還しなければならないでしょうか。

A 1 和議協議の執行により既に受けた弁済は、その他の債権者が受ける弁済と同等の割合の範囲内に限って返還しないことができるため、A社、B社及びC社の何れも、その債権額の10%分までの弁済については返還する必要はありません。しかし、10%を超える部分の弁済、すなわち、A社であればその債権額の20%の部分、B社であればその債権額の10%の部分については返還する必要があります。

新破産法は、和議の中途終了として、和議手続の終結、和議協議の執行終結及び和議協議の無効を規定している。以下、三つの場面についてそれぞれ詳述する。

(1) 和議手続の終結

以下の何れかに該当する場合、人民法院は和議手続の終結を裁定し、債務者の破産を宣告しなければならない（第99条。以下、特に記載しない限り引用条文は全て新破産法を指す）。

(B)和議協議案が債権者集会の決議を経て採択されなかった場合

(C)既に債権者集会の決議を経て採択された和議協議が人民法院の認可を得られなかった場合

(2) 和議協議の執行終結

債務者が和議協議を執行できないか、または執行しない場合、人民法院は、和議債権者（人民法院が破産申立を受理した時点で債務者に対して物的担保のない債権を有する者。第100条第2項）の請求を受けて、和議協議の執行終結を裁定し、債務者の破産を宣告しなければならない（第104条第1項）。

この場合、既に行った弁済の効力及び未だ弁済がなされていない債権の効力等については、既に弁済を受けた和議債権者の利益と未だ弁済を受けていない他の和議債権者の利益のバランスの観点から、人民法院が更生計画の執行終結を裁定した場合と同様の扱いがなされている（詳細については、本連載「中国の倒産法（10）」を参照）。

すなわち、人民法院が和議協議執行の終結を裁定した場合、和議債権者が和議協議において行った債権調整の承諾は効力を失うことになるが、和議債権者が和議協議の執行により受けた弁済は依然として有効であり返還する必要はない（第104条第2項）。

一方で、弁済を受けていない部分の和議債権は破産債権となり（第104条第2項）、当該和議債権者は破産財産の配当案に従い配当に参加することができるが、当該配当は、その他の債権者が自己の受けた弁済と同一の割合に達したときにのみ引き続き受けることができる（第104条第3項）。

なお、更生計画の執行終結の裁定の場合と同様、和議協議の執行により提供された担保は引き続き有効とされている（第104条第4項）。

(3) 和議協議の無効

債務者の詐欺またはその他の違法行為により和議協議が成立したことが発覚した場合、人民法院は和議協議の無効を裁定し、債務者の破産を宣告しなければならない（第103条第1項）。

この場合、既に行った弁済の取り扱いについては、和議債権者間の利益のバランスをとる必要はあるものの、無効事由の重大性に鑑み、上記（2）の和議協議の執行終結の場合とは異なった取り扱いがされている。

すなわち、人民法院が和議協議の無効を裁定した場合、和議債権者が和議協議の執行により受けた弁済は、その他の債権者が受けた弁済と同等の割合の範囲内に限って返還しないものとされているが（第103条第2項）、それを越える部分の弁済については返還しなければならない。

そして、未だ弁済がなされていない債権及び弁済した債権の効力については法律上明記されていないものの、上記（2）の和議協議の執行終結の場合と同様、破産債権となり、当該和議債権者は破産清算手続に従い権利を行使し、破産財産の配当案に従い配当に参加することができるものと思われる。

2 国際倒産

Q2 日本企業A社の取引先である中国企業B社は、折からの不況のため経営が破綻し、人民法院に破産を申し立て受理の裁定がなされました。A社はB社に対して多額の売掛金債権を有していますが、当該債権を、B社が日本国内に有する資産を差し押さえて回収することはできるでしょうか。

A2 新破産法上は、B社が外国に有する資産についても破産財産に組み込まれることになるため、A社はB社の破産手続を通してのみB社に対する債権を回収することができ、無断でB社の日本国内の資産を差し押さえてその売掛金を回収することはできません。もっとも、実務上は、日本の裁判所が中国の人民法院の破産裁定を承認・執行する可能性は低いため、事実上、A社が、B社の日本国内の資産を差し押さえて債権を回収できる可能性も否定できません。

経済のグローバル化が進むにつれ、企業の資産が世界各地に分散しているこ

とが稀ではなくなり、ある国の企業の破産が国際的な規模で影響を与えることも珍しくなくなった。そのような背景の下、新破産法でも、旧破産法では規定されていなかった国際倒産の制度について規定することになったが、実際の運用面においては不明な部分も少なくない。そこで、以下では、新破産法が規定する国際倒産について簡単に紹介し、日本の法制度との関係で見た場合の問題点についても若干触れることにする。

(1) 中国領域外の財産に対する中国の破産手続の効力

新破産法は、「本法に従い開始する破産手続は、債務者の中華人民共和国領域外の財産に対して効力を生じるものとする」（第5条第1項）と規定し、中国で行われた破産手続の効力が中国領域外の財産にも及ぶとの立場をとっている。

従って、人民法院により破産申立が受理された場合、債務者が有する中国領域外の財産についても、「破産申立受理時に債務者に属する全部の財産」（第30条）として、債務者の財産、すなわち、「破産財産」に組み込まれることになり、その管理も管財人により行われ、その配当も債権者集会の採択及び人民法院の認可を受けた配当案に従い行われることになる。

もっとも、中国の新破産法がこのような立場であるとしても、主権の異なる外国においてその効果を主張できるかどうかは、各国の立法の態度によって決定される。

この点、日本においては、外国の裁判所の確定判決が日本において効力を有するためには、(甲)法令または条約により外国裁判所の裁判権が認められること、(乙)敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼出若しくは命令の送達を受けたこと、またはこれを受けなかったが応訴したこと、(丙)判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序または善良の風俗に反しないこと、(丁)相互の保証があることの要件を全て満たす必要があるとされている（日本民事訴訟法第118条）。

しかし、日本の裁判所は、高裁レベルではあるものの、中国の人民法院の判決が日本において効力を有するかどうかについて、(丁)相互の保証の要件を満たさないと判断しているため（平成14年（ネ）第2481号、平成15年4月9日判決、大阪高等裁判所。詳細については、「中国ビジネス・ローの最新実務Q&A」第50回「中国における紛争解決（3）」を参照）、現段階において、日本の裁判所が、中国の人民法院による破産手続に関する裁定等について日本においても効力を有するものと判断する可能性は少ないと考えられる。

従って、中国の破産手続の効力を日本国内に所在する債務者の資産にまで及ぼすのは、事実上は困難であると思われる。

(2) 中国領域内の財産に対する外国の破産手続の効力

新破産法は、外国の裁判所が下した破産事件の判決及び裁定について、当該判決等の内容が債務者の中国領域内の財産にかかわり、人民法院に承認及び執行の申立または請求がなされた場合、人民法院は、中国が締結する若しくは加盟する国際条約に従って、または互惠の原則に則り審査を行い、以下の条件に合致すると判断するときは、承認及び執行の裁定を行うものと規定している（第5条第2項。なお、中国民事訴訟法第267条、第268条を参照）。

(甲)中国の法律の基本原則に違反しないこと

(乙)国家の主権、安全及び社会の公共利益を損ねないこと

(丙)中国領域内の債権者の合法的權益を損ねないこと

従って、外国の裁判所の破産事件の決定等であっても、人民法院により承認及び執行の裁定がなされる場合があり、その場合、中国領域内の債務者の財産についても当該国の破産手続上の破産財産として取り扱うことが可能になる可能性がある。

もともと、その前提として、基準となる国際条約または互惠の原則の存在が必要になるが、日本に関して言えば、中国との間で判決等の執行に関する国際条約を締結しておらず、また、そのような国際条約にも参加していない。

また、中国の人民法院は、日本と中国の間には互惠の原則が認められていないと判断しており（1994年11月5日付大連市中級人民法院の判断及び1995年6月26日付中国最高人民法院の遼寧省高級人民法院に対する回答。詳細については、「中国ビジネス・ローの最新実務Q&A」第50回「中国における紛争解決（3）」を参照）、現段階において、中国の人民法院が、日本の裁判所による破産手続に関する決定等について中国においても効力を有するものと判断する可能性は少ないと考えられる。

従って、日本の破産手続の効力を中国国内に所在する債務者の資産にまで及ぼすのは、事実上は困難であると思われる。